# 申請から認定までの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは市役所の担当窓口に相談しましょう。

## ❶ 相談します

**介護サービス・介護予防サービスを利用したい人**

➡「❷要介護認定の申請をします」へ進んでください。

**介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人**

➡ **基本チェックリストを受けます**

介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の利用を希望する人は、地域包括支援センターや市役所の担当窓口などで基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は「介護予防・生活支援サービス事業対象者」として、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。くわしくは31ページへ。

※基本チェックリストの結果から介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合、介護サービスや介護予防サービスは利用できません。

※40歳以上65歳未満の人は、要支援1・2と認定された場合のみ介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

## ❷ 要介護認定の申請をします

**介護サービス・介護予防サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。要介護認定では、サービスが必要かどうか、必要な場合にはその程度などを決めます。まずは、市役所の担当窓口で申請の手続きをしてください。**

**申請は本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。**

**申請に必要なもの**

- 要介護・要支援認定申請書（マイナンバーの記入が必要です）
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証（第2号被保険者の場合）

※このほか、本人や代理人の身元確認およびマイナンバー確認の書類などが必要です。くわしくはお問い合わせください。



## ❸ 認定調査が行われます

介護が必要な状態かどうか調査が行われます。また、同時に心身の状況について主治医に意見書を作成してもらいます。

### 認定調査

市役所の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況などの基本調査、概況調査、特記事項について、本人や家族から聞き取り調査などを行います（全国共通の調査票が使われます）。

**主な調査項目**

**基本調査**

- 麻痺（まひ）などの有無
- 拘縮（こうしゅく）の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 移乗
- 移動
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- えん下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 清潔
- 衣服着脱
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 視力
- 聴力
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- ひどい物忘れ
- 大声を出す
- 過去14日間に受けた医療
- 日常生活自立度
- 外出頻度

**概況調査**

**特記事項**

### 主治医意見書

主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

### 居宅介護支援事業者とは？

ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している事業者です。要介護認定の申請代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

### ケアマネジャーとは？

介護の知識を幅広く持った専門家で、サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。資格は5年ごとの更新制です。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします
- 利用者の希望にそったケアプランを作成します
- サービス事業者との連絡や調整をします
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します

など

### 主治医とは？

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など、本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。主治医がいない場合は、市役所の担当窓口にご相談ください。

## ④ 審査・判定します

コンピュータ判定（一次判定）の結果と、特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会で審査し、どのくらいの介護が必要かという要介護状態区分を判定（二次判定）します。

### コンピュータ判定（一次判定）

公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。

### 特記事項

調査票には盛り込めない事項などが記入されます。

### 主治医意見書

主治医による心身の状況についての意見書です。

### 介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

浜田地区広域行政組合が任命する医療、保健、福祉の専門家で構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。

## ⑤ 認定結果が通知されます

介護認定審査会の判定結果にもとづいて、「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」の区分に認定されます。結果が記載された認定結果通知書と保険証が届きますので、それぞれ記載されている内容を確認しましょう。

※認定結果の通知は、原則として30日以内に浜田地区広域行政組合から送付されます。

**■認定結果通知書に書かれていること**

要介護状態区分、認定の有効期間など

**■保険証に記載されていること**

要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額、介護認定審査会の意見など、給付制限、居宅介護支援事業者名など





## 要介護状態区分

※状態の説明は、あくまでめやすです。

| 要介護状態区分 | 状態のめやす | 利用できるサービス・事業 |
|---|---|---|
| 非該当 | 市役所が行う介護予防事業の対象者で、生活機能の低下により将来的に要支援などへ移行する危険性がある人などです。<br>介護保険のサービスは利用できません。 | 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合は<br>**介護予防・生活支援サービス事業** |
| 要支援1 | 介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。 | **介護予防サービス**<br>**介護予防・生活支援サービス事業** |
| 要支援2 | | |
| 要介護1 | 介護保険の対象者で、介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。 | **介護サービス** |
| 要介護2 | | |
| 要介護3 | | |
| 要介護4 | | |
| 要介護5 | | |

※介護予防・日常生活支援総合事業の「一般介護予防事業」は、65歳以上の人は誰でも利用できます。一般介護予防事業についてくわしくは31ページへ。

## 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

### 教えて！介護保険

**認定結果に不服があるときは、どうすればよいですか。**

要介護認定の結果に疑問や納得できない点がある場合は、まず浜田地区広域行政組合又は市役所の窓口にご相談ください。その上で、なお納得できない場合は、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

# ケアプラン作成の流れ

## 要介護1～5の人

「要介護1～5」と認定された人は、介護サービスが利用できます。居宅介護支援事業者や入所した介護保険施設などで、心身の状況に応じたケアプランを作成してもらいます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

要介護1～5の人

### 在宅でサービスを利用したい

**居宅介護支援事業者にケアプラン作成を依頼**

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら、浜田地区広域行政組合に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。

**ケアプランの作成**

依頼した居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、利用者と面接し、問題点や課題を把握します。さらに、家族やサービス事業者を含めた話し合いを行い、ケアプランを作成してもらいます。

**サービス事業者と契約**

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業者と契約します。

**在宅サービスを利用**

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

### 施設に入所したい

**介護保険施設と契約**

入所を希望する施設に、利用者が直接申し込みます。施設は、居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。

**ケアプランの作成**

入所した施設のケアマネジャーに、ケアプランを作成してもらいます。

**施設サービスを利用**

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

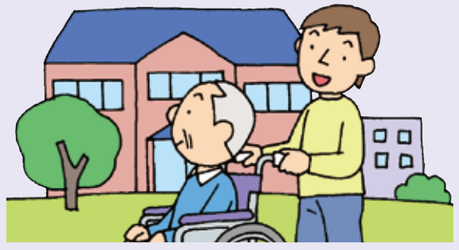

## 教えて！介護保険

### ケアプランってどういうものですか？

どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。このケアプランに基づいて、サービスを利用します。

ケアプランは、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、入所する施設などで作成してもらいますが、自分で作成することもできます。利用者自身がサービス事業者のサービス内容や単価を確認してケアプランを作成した場合は、保険証を添付し、浜田地区広域行政組合に届け出て確認してもらいます。

## 要支援1・2の人

「要支援1・2」と認定された人は、介護予防サービスと、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が利用できます。

地域包括支援センターで、介護予防ケアプランを作成してもらいます。

※介護予防ケアプランの作成に利用者負担はありません。

## 介護予防・生活支援サービス事業対象者

基本チェックリストで「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が利用できます。

地域包括支援センターで、必要に応じてケアプランを作成してもらいます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。



## 事業者と契約するときは、こんなことに注意しましょう！

**◆サービスの内容**
利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。

**◆契約期間**
在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。

**◆利用者からの解約**
利用者からの解約が認められる場合およびその手続きの方法が明記されているか。

**◆損害賠償**
サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。
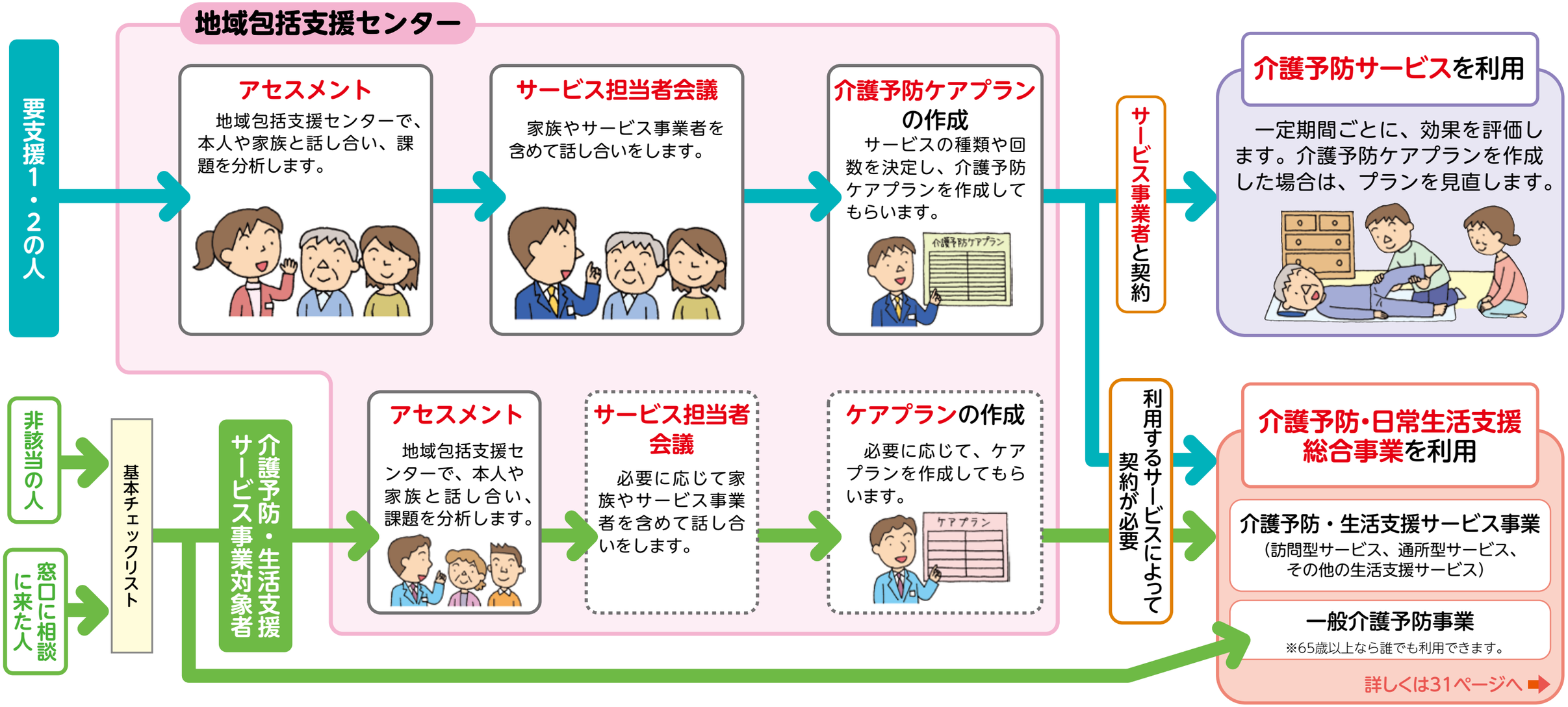
**◆秘密保持**
利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。　など